

医薬発 0630 第 1 号
令和 7 年 6 月 30 日

財務省関税局長 殿

厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る医薬品等の通関の際における取扱要領」の改正について

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品の輸入監視につきましては、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る医薬品等の通関の際における取扱要領」の改正について（令和 6 年 6 月 28 日付け医薬発 0628 第 4 号厚生労働省医薬局長通知）の別添「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る医薬品等の通関の際における取扱要領」（以下「通関取扱要領」という。）により行っているところですが、今般、通関取扱要領を別添新旧対照表のとおり改正することとしましたので、御了知の上、特段の御配慮をお願いいたします。